

1 危険物安全週間について

危険物安全週間とは？

危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を全国的に推進しています。

では、なぜ毎年6月の第2週なのでしょう？

昭和38年に東京都が全国で初めて6月20日を「危険物安全の日」に決めました。当時は、セルロイド*の自然発火による火災が多発しており、この時期に危険物の保安について広報することとしたためです。これは東京都でのみ実施され、全国的なものではありませんでした。

危険物安全の日が制定された翌年の昭和39年7月14日、品川区勝島において、倉庫の周囲に野積みしていた硝化綿入りのドラム缶から出火し、周辺の危険物に次々と燃え広がって爆発するという大火災が発生し、消防職員18名、消防団員1名が亡くなり、114名が重軽傷を負うという消防史上稀にみる大惨事となりました。

この火災を契機として、昭和40年に危険物安全の日は7月14日に改められました。しかし、プラスチック製品の増加に伴うセルロイド製品の減少等により、昭和45年に廃止されました。

昭和46年から平成元年までは毎年春と秋に行われる「火災予防運動」等の一環として、危険物の保安について普及を図っていましたが、平成2年には、消防庁が毎年6月の第2週を「危険物安全週間」として定めたことから、東京都でも「同週間」に併せて危険物の保安についての広報を実施し、現在に至っています。

※ セルロイド：ニトロセルロース（硝化綿）を主体とした固体であるが、加熱することで容易に加工できることから、文房具、メガネ枠などに使用されていた。しかし、温度、湿度、紫外線などにより自然分解し、分解熱が蓄積すると自然発火する。



勝島倉庫における
消防活動時の爆発の様子
(読売新聞社提供)

推進標語について

危険物 しっかりまろう 使い方

(作者 金子 真優 さん 世田谷区在学)

「危険物災害の防止に関する標語」の最優秀作品に選ばれた上記の標語により、広く都民の皆さんに、家庭や職場で身近に使われている危険物の取扱いや保管方法など、危険性について注意を喚起し、危険物に関係する事故の防止を呼びかけていきます。



東京消防庁 令和3年度危険物安全週間ポスター

令和3年度東京消防庁
危険物安全週間ポスター

2 危険物に関する知識を深めよう

消毒用アルコールの取扱い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、手指の消毒等のため、消防法に定める危険物の第四類アルコール類に該当する消毒用アルコールを使用する機会が増えています。

消毒用アルコールは火気により引火しやすく、また、消毒用アルコールから発生する可燃性蒸気は空気より重く低所に滞留しやすい特性があります。取り扱い時の注意事項を確認しましょう。

消毒用アルコールの実験映像について

消毒用アルコール及び高濃度の酒類の燃焼実験映像を、Youtube 東京消防庁公式チャンネルにて公開しています。

◆消毒用アルコールによる火災の危険性



ガソリンの詰替え販売における本人確認等

令和元年7月に京都市で発生したガソリンに起因する爆発火災を受け、令和2年2月1日からガソリンの容器詰替え販売時の本人確認等が義務化されています。

スプレー缶の取扱い

スプレー缶には内容物として危険物が使用されているもの、可燃性ガスが噴射剤として使われているものも多く、スプレー缶に起因した火災が起きています。スプレー缶の取扱いについて確認しましょう。

スプレー缶による火災のおそれについて

スプレー缶の燃焼実験映像を、Youtube 東京消防庁公式チャンネルにて公開しています。

◆エアゾール缶等の危険性



◆冷却スプレー使用後の引火による火災の危険性



危険物に該当する消毒用アルコールとは

新型コロナウイルスの感染防止対策として、消毒用アルコールを使用する機会が増えていますが、どのような消毒用アルコールが危険物に該当するか解説します。

★ 消防法上の危険物に該当する消毒用アルコールについて

消毒用アルコールは**アルコールの濃度が60%以上（重量%）**の製品が危険物に該当します。

【例】

「内容量の重さ100g」の消毒用アルコールがあるとします。
成分表示を見ると「エタノール 80g」と記載されています。
このときのアルコール濃度（重量%）は、

$$(80/100) \times 100 = 80\% \text{ となります。}$$

つまり、アルコール濃度（重量%）が60%以上であることから、この消毒用アルコールは**危険物に該当**することがわかります。

【補足】

酒類等のアルコール度数表示は、体積%による表示のため、消防法上の危険物に該当するか判断するためには、体積%から重量%に変換する必要があります。酒類等は、アルコール度数67度前後から危険物に該当する場合があります。

★ 使用する前に容器表面の表示を確認しましょう

危険物に該当する消毒用アルコールには、法令で容器表面に表示が義務づけられています。

【表示項目】

危険物に該当する消毒用アルコールの表示例

- 1 危険物の品名：**第四類・アルコール類**
- 2 危険等級：**危険等級Ⅱ**
- 3 化学名：**エタノール**
- 4 **水溶性（第四類の水溶性の危険物のみ）**
- 5 危険物の数量：**1 L**
- 6 危険物の類別に応じた注意事項：**火気厳禁**



消毒用アルコールの取扱いについて

消毒用アルコールには危険物に該当するものがあり、取扱いを誤ると、火災等を引き起こすおそれがあります。

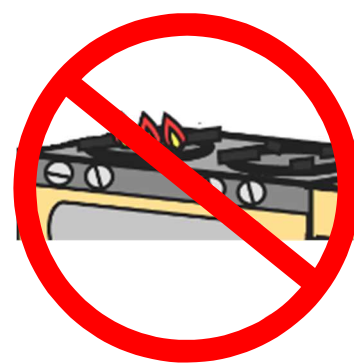
ここでは、消毒用アルコールの安全な使い方をご紹介します。

なお、ウォッカ等のアルコール濃度の高い酒類を使用して消毒する場合でも同様の危険性があります。

★ 火気の近くでは使用しないようにしましょう

手指消毒の際に使用する消毒用アルコールは、蒸発しやすく、可燃性蒸気となるため、火源があると引火するおそれがあります。

消毒用アルコールを使用する付近では、喫煙やコンロ等を使用した調理など火気の使用はやめましょう。



★ 詰替えを行う場所では換気を行いましょ

消毒用アルコールの詰替えを行うときに可燃性蒸気が発生するおそれがあり、この可燃性蒸気は空気より重く、低所に滞留しやすい性質があります。

消毒用アルコールの詰替えを行う場所は、通風性の良い場所や常時換気が行える場所を選び、可燃性蒸気を滞留させないようにしましょう。

★ 直射日光が当たる場所に保管することはやめましょ

消毒用アルコールを直射日光の当たる場所に保管すると、熱せられることで可燃性蒸気が発生します。

保管場所は、直射日光が当たる場所を避けましょう。

